

2012.12

CSR トピックス <2012 No.9>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2012 年 10・11 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

<CSR>

○住友化学、タンザニアでのマラリア防圧に取り組み「読売国際協力賞」を受賞

（関連情報：2012 年 10 月 23 日 同社ホームページ）

住友化学は、ポリエチレン製の糸に防虫剤を練り込んだ防虫効果のある特殊な蚊帳「オリセツトネット」を開発し、タンザニア等のアフリカ地域でのマラリア防圧に貢献してきたことを受け、企業として初めて読売国際協力賞（*）を受賞した。住友化学は本取組において、タンザニアの蚊帳メーカー AtoZ 社に当該製品の技術が無償で供与したほか、同社との合弁会社の設立により現地で約 7,000 人の雇用を創出し、経済面でも貢献したことが評価された。また、同製品の売上の一部を活用し、タンザニアやケニアをはじめとするアフリカ諸国に学校を建設し、教育支援にも繋げていることも評価され、今回の受賞となった。

（*）読売国際協力賞…1994 年に読売新聞創刊 120 周年を記念して創設された、国際協力の分野で活躍し国際社会への貢献と協力の重要性を示した個人・団体・企業に贈られる賞



Point!

アフリカではマラリアによって、年間約 65 万人が命を落としています。本取組は、マラリアを媒介する蚊を防ぐための蚊帳をアフリカの貧困層向けに普及させることで、マラリアの予防とアフリカでの事業展開の両立を目指したものです。

本件の特徴は、現地企業への技術の無償提供や合弁会社の設立により、現地における量産体制を構築することで、製品を低価格で安定供給することを可能にし、現地雇用の創出を実現したこと。加えて、売上の活用により現地の教育支援にもつなげたことが受賞の理由となっています。

発展途上国において、持続可能なビジネスモデルにより、社会的課題の解決と事業展開を実現している事例として、参考になるでしょう。

<コンプライアンス>

○公取委が今年度上半期の下請法の違反状況を発表

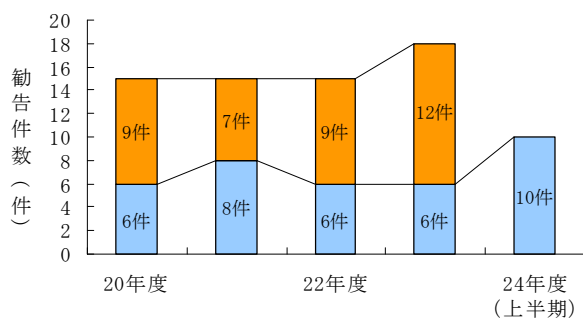
（関連情報：2012 年 10 月 24 日 公正取引委員会ホームページ）

公正取引委員会は、10 月 24 日、平成 24 年度上半期（4 月～9 月）に下請法違反で指導した件数が 2932 件、勧告件数が 10 件であったことを発表した。指導・勧告件数の総数は、半期の数としては、過去最高となった。

勧告を受けた 10 件のうち、8 件が卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委

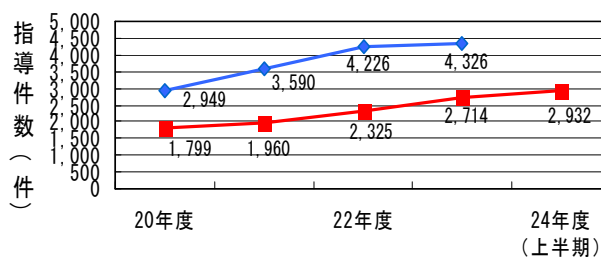
託等に係るものであった。また、10 件すべてで下請代金の減額が行われていた。

【勧告件数の推移】



■ 上半期の勧告件数 ■ 下半期の勧告件数

【指導件数の推移】



■ 年度上半期指導件数 ◆ 年度指導件数



Point!

多くの企業においては、下請法遵守のための各種取組を実施しているところですが、中小規模の事業者や、実際に下請事業者との取引を行っている現業部門の担当者まで十分な理解が進んでいないなどの理由から下請法違反事例が後を絶たないのが現状です。このような状況もあり、当局も下請法違反に対して厳格な姿勢で臨んでいることにより、指導・勧告件数が増加していると推察されます。

下請法に関する周知徹底のためには、同法の趣旨・目的、違反行為がもたらす自社等への影響について言及した上で、公表された指導・勧告事例を分析し、自社業務にあてはめて考察するなどして、理解を深めていくことが望まれます。

<コンプライアンス>

○警視庁が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に関するアンケート結果を発表 (参考情報：2012 年 11 月 14 日 警視庁ホームページ)

警視庁は、平成 24 年 11 月 14 日、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に関するアンケートの調査結果を発表した。本調査は、平成 19 年の指針策定後、平成 20 年より、2 年毎に実施されており、今回で 3 度目の実施（対象 1 万社・回収率 28.9%）。

本調査の中で、過去 5 年間で実際に不当要求を受けたことのある企業は 11.7%、337 社であり、そのうち、何らかの形で不当要求に応じた企業は 18.4%、62 社であった。

また、不当要求に対する対応に関しては、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」が 47.5%、「警察等の外部専門機関と連携して対応した」が 44.2%であった。

※「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチームにおける検討を経て制定された、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応を示す指針。



Point!

企業における反社会的勢力対応の重要性が増している中、本調査では、過去 5 年間に反

社会的勢力からの不当要求に応じた企業が、依然として 2 割弱にのぼることが判明しています。

一方で、本調査の中では、トップ以下の組織としての対応や、警察等の外部専門機関との連携等により、不当要求への対応を実践した企業も見られます。

企業としては、担当者や当該部門のみに対応の責任を帰属させるのではなく、以下のような取組により、組織的に対応することが求められます。

- ・経営トップによる反社会的勢力との関係断絶のコミットメント
- ・反社会的勢力対応に関する責任者・委員会の設置
- ・警察、弁護士ほか外部ネットワークとの連携
- ・地域社会または業界横断的な連携

<従業員満足>

○アサヒビール株式会社ほか 9 社が「キャリア支援企業表彰 2012 ～人を育て・人が育つ企業表彰～」厚生労働大臣表彰を受賞する

(関連情報：2012 年 11 月 6 日 同省ホームページ)

厚生労働省は、11 月 6 日、従業員の主体的なキャリア形成を積極的に支援している企業 10 社を、「キャリア支援企業表彰 2012 ～人を育て・人が育つ企業表彰～」(*) の厚生労働大臣表彰に決定し、同省のホームページ上に公表した。

今年度は、全国 85 の企業などから応募がある中、アサヒビール株式会社をはじめとする 10 社が高評価を獲得した。

具体的に、アサヒビール株式会社の主な取組は、以下の通りである。

- 「人事基本方針」を定め、従業員が活き活きと働き、能力を伸ばしていける環境づくりに努めるとし、キャリア支援の考え方として、「自分のキャリアは自分で決める」「仕事を通して自己実現」「雇われる能力（エンプロイアビリティ）を高める」点を強調
- 上司面談として、目標設定面談、期中・期末面談に加え、キャリアデザイン面談（長期的なキャリア形成支援のため「キャリアデザインシート」をもとに面談）を実施
- キャリア・アドバイザー 3 名（有資格者ではなく人事経験定年退職者）が入社 2、3 年の社員やその上司と面談するというキャリア・アドバイザー面談を実施
- 30 歳、35～45 歳、45 歳、55 歳、女性希望者を対象に、キャリア開発セミナーを実施
- 17 の職群ごとにスキルアップを目的とした研修、ビジネススキル向上のための研修（自己負担・数千円程度、所定勤務扱い）、通信教育、アサヒネット塾（オリジナルコンテンツや有料 E ラーニング）など、職業能力開発・自己啓発の機会を提供

(厚生労働省ホームページ「受賞企業の取り組み内容」より抜粋)

(URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002nomw.html>)

* 従業員のキャリア形成を積極的に支援して他の模範となる企業を表彰するもので、今年度より創設。



Point!

今般、表彰された企業の 1 つであるアサヒビールの取組は、①若手従業員については経験豊富なキャリア・アドバイザーとの面談機会を付与し、②キャリアアップを志向する幅広い世代や女性希望者向けにキャリア開発セミナーを実施するほか、③職業能力開発・自己啓発の機会を数多く提供することにより、自立的なキャリア形成を促し、個々人のパフォーマンスの最大化、従業員の満足度の向上、ひいては企業競争力の強化を志向するもの

です。

幅広い世代に、各人の成長ステージに応じたキャリアアップの機会や数多くの選択肢を用意し、自立的な成長を促す点で、人材育成の手法として参考になるといえます。

海外トピックス：2012年10・11月に公開された海外のCSR等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

○米ホールフーズが、児童労働排除の根拠を明示しないハーシー社商品の販売を停止

(関連情報：2012年10月3日 グリーンアメリカ プレスリリース 他)

米国の食料品小売大手ホールフーズ・マーケットは、同国チョコレート製造最大手ザ・ハーシー・カンパニーの高級ブランド「Scharffen Berger」を店頭から撤去することを決めた。ホールフーズが、米消費者団体グリーンアメリカ等に宛てた書簡で10月3日、明らかになったもの。原料のカカオの生産過程で児童労働が行われていないことを証明する情報をハーシー社が開示しないことが理由という。

ホールフーズは書簡の中で「当社は児童労働や奴隷的労働に重大な懸念を持っており、ハーシー社と現状の情報開示について協議を続けている。同社からさらなる情報を受け取るまで、同商品の販売を停止する」と言及。ハーシー社に原料カカオの生産現場の現状を開示し、児童の強制労働がないことを証明するよう求めた。

ハーシー社に対しては、米消費者団体グリーンアメリカや人権団体等が過去2年近くにわたって、商品のカカオ原料を児童労働の関与がないことを証明するようキャンペーンを展開。同社だけでなく商品を取り扱う大手小売店に対して商品ボイコットを求めるキャンペーンを展開。これまでに15万人の署名を集めてきた。

一方、ハーシー社はこうした流れを受けて、同じ10月3日に、同社の全てのチョコレート製品のカカオ原料を、2020年までに児童労働や環境破壊等につながらない方法で作成されたことを第三者が認証したものに変更すると発表した。



Point!

カカオの主要原産国の西アフリカ諸国では、栽培のために強制的に働かされている児童が180万人*に上るとの推計もあります。そのため、約10年前からカカオのフェアトレード（生産過程から児童・強制労働を排除し、生産者の生活が成り立つ適正な価格で買い取る）を卸・小売業者に求める運動が世界的に拡大しており、これまでに世界最大手の農産物商社やチョコレートメーカー等による国際ココアイニシアティブや国際フェアトレードラベル機構等の推進組織が、啓発や商品の認証を行っています。

本件の特色は、児童労働排除の根拠を明示しなかったことを理由に販売停止になった点にあります。児童労働のような世界的な課題に対して明確な対応をとることはもちろんですが、同時にステークホルダーへの説明責任を果たさなければ、トップシェアを誇る商品であっても、市場から排除されるリスクが高まっていることを示す事例といえます。

*【出典】 米チューレン大学 “Fourth Annual Report - Oversight of Public and Private Initiatives to Eliminate the Worst Forms of Child Labor in the Cocoa Sector in Côte d'Ivoire and Ghana” (2010年9月)

○ユニリーバが手洗い習慣啓発プロジェクトをアフリカに拡大

(関連情報：2012 年 10 月 15 日 同社プレスリリース)

日用品世界大手の英蘭ユニリーバは 10 月 15 日、貧困国の幼児死亡率低減を目的に、手洗いを習慣づけることで衛生状態の改善を図るプロジェクトを、これまでのインドを始めとする南アジアからアフリカにも拡大すると発表した。

同社は、2020 年までに 10 億人の健康と生活環境の改善の実現を目標とした「サステナブル・リビング・プラン」と名付けたプロジェクトを 2010 年から南アジアを中心に展開。その中で、同地域を始めとする貧困地域で幼児死亡率を高める主な原因の下痢の予防策として、石鹼を使った手洗い習慣の啓発に力を入れている。幼児・児童を対象に食事の前やトイレの後等の手洗いの大切さを直接教育する一方で、地域の成人女性に職業訓練を施し同社石鹼製品の地域内の販売員に養成することで同社製品を貧困地域に供給可能にした。

同社は、過去 2 年間の取組で 5000 万人に手洗い習慣を定着させたとした上で、同じく幼児死亡率が高いサハラ砂漠以南の 10 カ国にも同プログラムを拡大する方針。



Point!

同社の取組は、手洗い習慣の普及によって貧困地域における幼児の主要な死亡原因である下痢の予防に貢献すると同時に、これまでなかった石鹼需要の開拓を同時に実現しています。

さらに女性を販売員に養成することで、歴史的に低い社会的地位を強いられている女性に現金収入の手段を提供すると同時に、商品の供給チャネルの拡大にも成功しています。

社会的な課題（「幼児死亡率」と「貧困」）の改善に貢献しつつ、自社の経済的利益を実現する“戦略的 CSR”の好事例と評価できるでしょう。

Q&A：CSR 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

英米両国には贈収賄を非常に厳しく罰する法律があり、贈賄側の企業は巨額の罰金を課されると聞きます。それらの法律の概要と、当該地域に進出する企業が留意すべき点を教えてください。

Answer

汚職や腐敗、つまり政治家や公務員への贈賄を規制する法律は日本を含めて多くの国にあります。しかし、中でも米国と英国の法律は、処罰の対象範囲が非常に広い上、罰則も厳しいため、これらの国を含む世界各国で事業を行う企業にとって、近年特に留意すべき課題となっています。

1. 法令の概要

英米両国の関連法令のうち、歴史が古いのは 1977 年に施行された米国の海外腐敗防止法 (FCPA = Foreign Corrupt Practice Act) です。同法は、同国内の証券取引所に株式を上場もしくは有価証券を発行し証券取引委員会 (SEC) に報告義務がある企業 (と同国市民) が対象です。対象企業等が、取引上の利益を得る目的で政治家や公務員に対して金銭や物品等を不正に供与した場合に適

用されます。同法の特徴は、同国内だけでなく他の国での行為も処罰の対象になる点です。例えば、米国に上場する日本企業がアジアやアフリカ等の第三国で贈賄を行った場合も処罰されます。

一方、英国の贈収賄禁止法は 2011 年に施行されました。英国以外の国での行為も処罰される点は米国と同じです。しかし、同法は、上場会社に限定せず、英国に子会社または支店等拠点がある企業に適用されます。また、民間人への贈賄（得意先企業の役職員への過剰な接待等）や軽微な便宜（手続きの迅速化等）への謝礼的な支払い、企業内での贈賄防止体制・取組が不十分であること自体で処罰される点等から、贈収賄を罰する法律では世界で最も厳格ともいわれています。

2. 違反事例の動向

ここ数年、英米両国の当局が企業による贈賄行為に対する摘発・処罰を強化しており、英米以外の企業も含めて、数十～数百億円の罰金を課されるケースが複数発生しています。本年には、米国において日系企業を含む事業共同体がアフリカのある国の公務員に賄賂を贈ったとして、合計で 12 億ドル（約 960 億円）超の罰金を課されました。

こうした米政府の強い姿勢は、2009 年の第 1 次オバマ政権以降、顕著になっています。特に製薬・医療機器や金融サービス、資源・エネルギー、通信等の産業は、各国当局の規制・監督が厳しく、その緩和等の便宜をめぐる汚職を誘発しやすいとして、監視が強化されています。こうした姿勢の背景には、途上国等の公務員に渡された賄賂が巡り巡ってテロ組織の資金源になることを防ぐ狙いがあるといわれています。

3. 法令違反の防止策

上記の通り、日本の企業でも、英米両国に拠点を持つ場合、これらの法律の適用を受ける可能性があるため、日本国内外の全ての拠点において贈収賄予防の対策を講じておくことが求められます。その際のポイントとして、以下が挙げられます。

① 贈賄防止体制の整備

英米ともに、法令違反を判断する際に、対象企業の「コンプライアンス・プログラム」の適正性を非常に重視し、それによる贈賄防止の体制・取組が評価されれば、処罰が大幅に減免される制度があります。

両国とも、企業が同法に対応し贈収賄を防止するために講じるべき対策の指針を公表しています。その内容に即して、自社およびグループ内に体制・取組を整備することが最低限必要といえます。両国の指針は以下の URL からダウンロード可能です。

米国：<http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/guide.pdf>

英国：<http://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010-guidance.pdf>

② リスクの洗い出しと対策強化

自社事業の内容や営業を展開する地域の特性等を精査し、贈賄に関与するリスクを洗い出します。顧客に政府・官公庁を含む、政府の許認可事業、利権に関係する等の事業は特に注意が必要です。

自社内だけでなく、提携先企業やエージェント、コンサルタント等の社外関係者が贈賄に手を染め、それに自社が巻き込まれるリスクもあります。契約書への汚職防止条項の追加等に加えて、贈賄に関与した履歴や希薄な法令遵守意識、会計・出納の透明性の欠如等がないかチェックが必要です。

さらには、企業買収（M&A）先が贈賄に関与しているケースもあるため、買収先選定時のデューデリジェンスにおいて、過去の履歴や不透明な資金の流れ等の点も厳密にチェックすることが必要です。

以上のチェックを踏まえて、追加対策を講じていくことが求められます。

③周知徹底

贈賄を絶対に許容しない自社グループの方針を示すとともに、研修等を通じて社員に具体的な予防策を周知します。その際、管理職層には、贈賄防止の重要性とともに、防止の徹底が自身の重要業務であることをしっかり認識させます。一方で、担当社員には、業務において「してよいこと」「してはいけないこと」「注意すべきこと」を具体的に認識させます。

④緊急時対応

万が一、贈賄への関与が社内が発生した場合を想定し、直ちに危機管理担当部門に情報を集約し、必要な対策を講じることができるよう、仕組みやルールを整備しておく必要があります。ポイントは次の通りです。

- ・贈賄の疑いがあるレベルで報告されるよう、報告基準や内容、経路を設定し拠点に周知徹底する。
- ・海外拠点およびグループ全体をカバーする内部通報制度を構築する。
- ・事実確認・詳細調査の手順や方法、主体を設定する。
- ・対応に熟知した現地弁護士を確保する。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務第一・第二グループ）
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012